横浜地方法務局金沢出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年五月一日
横浜地方法務局麻生出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年五月一日
さいたま地方法務局春日部出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年五月一日
名古屋法務局豊川出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年五月一日
名古屋法務局刈谷支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年五月一日
名古屋法務局新城支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年五月一日
津地方法務局熊野支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年五月一日
福井地方法務局小浜支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年五月一日
岡山地方法務局岡山西出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年五月一日
熊本地方法務局阿蘇大津支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年五月一日
徳島地方法務局美馬支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年五月一日

○外務省告示第百四十四号

平成二十三年十一月二十四日にベオグラードで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がセルビア共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十四年三月十二日に効力を生じた。

平成二十四年四月十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、セルビア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とセルビア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百八十二億五千二百万円（二八、二五二、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置建設計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、セルビア電力公社（以下「借入人」という。）に供与されることになる。

2(1)　借款は、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。

(b)　利子率は、年〇・六パーセントとする。

(c)　ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3(1)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

(2)　借入人に供与される借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、セルビア共和国政府によって保証される。

4(1)　借款は、借入人が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

5　セルビア共和国政府は、4(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　セルビア共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　4(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してセルビア共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためセルビア共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　セルビア共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してセルビア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してセルビア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してセルビア共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金